

和泉市介護予防・日常生活支援総合事業事業者説明会 質問票における回答

1 質問票提出期間：平成28年11月30日(水)～平成28年12月15日(木)(11/30日開催分)  
平成28年12月15日(木)～平成28年12月28日(水)(12/15日開催分)

	事業所種別	ページ数 タイトル	質問	回答
1	当日会場にて質問	P4 訪問型サービスについて P7 通所型サービスについて	現行相当サービスの訪問介護、通所介護サービスは1回あたりになるが、加算の考え方はどうなるのでしょうか？	加算の考え方については現状通りです。
2	当日会場にて質問	P7 通所型サービスについて	現行相当サービスの通所介護サービスで、要支援1の人が週2回(月8回)利用した場合、請求の考え方、また要支援2の人が週1回(月4回)の考え方はどうなるのでしょうか？	要支援1の人が週2回(月8回)利用した場合は、週1回程度の上限の1647単位になります。また、要支援2の人が週1回(月4回)利用した場合は、週2回程度の389単位×4回となります。
3	当日会場にて質問	P37 総合事業開始に向けた準備について	利用者が総合事業に移行した場合、契約書はまき直すべきなのですか？	契約書をまき直して頂くか、読み替え規定で対応して頂くか、いずれにしても各事業所の判断で適切に対応していただく必要があります。
4	当日会場にて質問	P4 訪問型サービスについて P7 通所型サービスについて	現在の報酬体系と見直し後の報酬体系とで金額の比較をすると、91%程度になり、実質の減額となっているがどのような考えで積算しているのですか？	国が示している1回あたりの単価を採用しております。単価については近隣5市1町(岸和田市、泉大津市、貝塚市、高石市、忠岡町)と合わせています。
5	当日会場にて質問	全般	今回の状況を知った上で再度アンケートを実施してほしいです。	来年度については、今回示している通り実施しますが、アンケートや事業所の意見交換会等については、次年度以降も引き続き実施していく予定です。
6	通所介護事業所	P7 通所型サービスについて	事業対象者と認定された方は、要支援1もしくは2相当という区分をされているのですか？ 例えば、要支援1の方で週2回程度利用されていた方が、更新時に事業対象者として認定変更になった場合、サービス単位としては週2回の単位(要支援2)を請求できるのでしょうか？	事業対象者の状態像は要支援1相当と判断します。 また適切なアセスメントが前提になりますが、お尋ねの場合、請求が可能です。ただし、事前に地域包括支援センターにご相談ください。
7	通所介護事業所	P33 事業所指定について	「みなし指定の有効期間は、平成30年3月31日までで全市町村に効力が及ぶ」とありますが、今年度移行した「地域密着型通所介護」については、平成28年度指定居宅サービス事業者等集団指導において、「移行前の通所介護の指定を受けた日から6年が経過した日まで」と説明がありました。  これによると、弊社では平成29年6月30日でみなし指定期間が終了するため、改めて指定申請をしなければならないと考えております。  しかし、総合事業については、平成30年3月31日までは指定申請をしなくてもよく、弊社については、「地域密着型通所介護」の指定期間と総合事業の指定期間とは異なってくるということでしょうか。	指定の有効期間は原則6年ですが、同一法人が同一建物内において「訪問介護」、「通所介護」又は「地域密着型通所介護」と一体的に運営する場合は、当該「訪問介護」、「通所介護」又は「地域密着型通所介護」の指定有効期間が同一期間となり、以後6年ごとに「訪問介護」、「通所介護」又は「地域密着型通所介護」と同時の更新手続きを繰り返します。  なお、現行相当サービスのうち、みなし指定を受けている事業者については、平成30年3月31日をもって指定の効力を失い、平成30年4月1日以降の有効期間は「訪問介護」、「通所介護」又は「地域密着型通所介護」と同一期間となります。  なお指定の詳細については、岸和田広域事業者指導課にお問い合わせ下さい。

	事業所種別	ページ数 タイトル	質問	回答
8	通所介護事業所	P33 「他市町村の被保険者」へ総合事業サービスを提供する場合について	<p>弊社では現在、他市の利用者さんがおられます。それぞれの方の要介護認定終了まではこれまでどおりサービス提供し、その後、要支援または事業対象者と認定されれば、平成30年3月31日まではみなし指定により、引き続き、これまでと同様にサービス提供できると考えてよろしいでしょうか。</p> <p>その際、「その保険者市町村のサービスコードで請求を行う」というのはわかるのですが、「その保険者市町村の総合事業サービスを行う」「和泉市の総合事業サービスの提供はできない」というのは具体的にどのようなことでしょうか。</p> <p>提供するサービスの中身は和泉市在住の利用者さんと変わりはないが、便宜上、その方の市町村の総合事業を実施する(つまり、たとえば単位数等が和泉市と異なる場合、その市町村の単位数で計算するというふうに)と考えればよろしいのでしょうか。</p>	お見込みの通りです。
9	居宅介護支援事業所	P10,11 介護予防ケアマネジメントについて	要支援2の人が週1回程度のプランを作る等は可能でしょうか。	可能です。 1回あたりの単価となっていることから、利用者の状態や希望をくみ取り、利用者にあった回数でプランを立てる事が望ましいと考えます。
10	居宅介護支援事業所	P10,11 介護予防ケアマネジメントについて	重説や契約者の変更、ヘルパー事業所は利用者に説明するが、ケアマネも変更説明の書類を作った説明があるのでしょうか？	介護予防支援や、総合事業のケアマネジメントについての契約は地域包括支援センターと利用者との間で交わしますが、更新により移行される利用者については、委託先の居宅介護支援事業所にご協力をお願いします。
11	居宅介護支援事業所	P37 総合事業開始に向けた準備について	<p>①介護予防・日常生活支援総合事業費単位数サービスコードA2:A6と介護予防ケアマネジメントサービスコード【Ⅱ・資料5/8P】プラン単位数については明記されているが、総合事業者のみの対象については、どこにも明記されていない。事務実施マニュアル10Pに要支援者・事業対象者が総合事業サービスを利用する場合を参照し、同じと理解してよいのでしょうか。</p> <p>②コード表について、後日内容改め、ホームページにて12月中頃公開との事であるが、その後の変更を考えると、ダウンロード時期は？</p> <p>③現在の、委託業務の内容は介護予防に関する契約であり、総合事業等の文言はないため、新たな委託契約のまき直しを行う必要があるのでしょうか？</p> <p>④業務実施マニュアル11Pに、ケアマネジメントAについてはプロセスの変更はないとの事であるが、期間や更新申請が必要とされない、総合事業対象者のサービス計画の作成についての内容はどこにも記載されていないようですが、総合事業対象者の(訪問介護事業所・通所介護事業所)とは別に、委託されている居宅支援事業所のみでの研修を早々に行っていただきたい。</p>	<p>①お見込みの通りです。</p> <p>②12月中旬に公開しており、既にダウンロード可能ですので、事業開始までにダウンロードして準備を進めてください。</p> <p>③NO.10参照</p> <p>④3月に介護予防ケアマネジメント研修を開催する予定です。</p>
12	居宅介護支援事業所	P37 総合事業開始に向けた準備について	<p>①事業対象者の方の計画書等、利用する書面の雛形はいつ頃確認出来るのでしょうか。</p> <p>②事業対象者の担当件数、計算方法は0.5人で良いのでしょうか。</p>	<p>①WAM NETで公開しております。</p> <p>②厚生労働省でも示されておらず、確認中ですので判明次第お示しします。</p>

	事業所種別	ページ数 タイトル	質問	回答
13	居宅介護支援事業所	P4 訪問型サービスについて P7 通所型サービスについて	訪問型、通所型とも体調不良、悪化等の理由で1ヶ月の利用回数が増えた場合、+αになったサービスは全て事業所の負担になるのか。介護の質の低下にならないか。事業所負担となる場合、安易に利用者に説明しづらいです。	考え方については、現状と変わりはありません。状態の悪化等が生じた場合は、認定申請を行う等の対応を検討してください。
14		P6 おたがいさまサポーターについて	人員管理はどこでするのか。(市?)仕事をこなしているかのモニタリングは誰がするのか。窃盗などのトラブルに対しての窓口は市が行うのか。そもそも、その人員を確保できるのでしょうか。	おたがいさまサポーター制度の詳細については、決まり次第HPや説明会等でお示します。
15		P7 通所型サービスについて	半日サービス、1日サービスは同額なのでしょうか。	お見込みの通りです。
16		P4 訪問型サービスについて P7 通所型サービスについて	事業所の処遇加算はつくのでしょうか。	現状通りです。
17		P7 はつらつ教室について	全ての利用者の受け入れが出来るのでしょうか。 受け入れ先リストを作ってほしいです。 リハビリはできるか。人材は確保できているのでしょうか。	はつらつ教室(通所型サービスC)については、1回/週×12回の約3ヶ月間の教室で市が委託した事業者が事業を実施します。 年間4~6コースで総合福祉会館、北部福祉会館、シティプラザで実施しています。 虚弱高齢者(基本チェックリスト対象者)の介護予防を重視した教室で、健康運動指導士や作業療法士などの専門家が身体機能や口腔・栄養状態の評価を行い本人にあった介護予防プログラムを提案し、本人が設定した目標達成にむけ主体性を支援した取り組みを行っています。
18	通所介護事業所	全般	①総合事業について、初年度は実施しないと説明がありましたが、現行相当以外の基準緩和Aについては、今後事業所と協議して進めるという事で、定額制から1回当たりの単価に変更するのは決定で新規と更新を迎える対象者に順次適用するという事ですか? ②定額制から1回当たりの単価設定に変更はやむを得ないと考えますが、現行相当のサービス事業所が同じサービスを提供して泉州地域のみが市町村の裁量に委ねられているとは言え、引下げになることが納得できません。 ③利用者に対する総合事業の説明は、和泉市からの説明文(公印付)文書が発行されますか? ④更新時に認定調査を実施するにあたり、受託したケアマネジャーの認定調査に単価設定は?	①お見込みの通りです。 ②昨年度にアンケートや事業所意見交換会を行い、それを踏まえたうえで、初年度のサービスを決定しております。今後とも事業所と意見交換会等で意見を交換しながら、総合事業をすすめていきたいと考えておりますので、ご理解・ご協力の程よろしく申し上げます。 ③3月に住民説明会を開催します。また順次更新申請のお知らせに案内文書(公印なし)を送付します。 ④基本チェックリストについての料金は発生しません。

	事業所種別	ページ数 タイトル	質問	回答
19	居宅介護支援事業所	P12~14 総合事業対象者について	<p>①P.14(2)の部分で新規で相談を受けた場合、事業対象者かどうかの判断が難しいです。居宅のケアマネが「確認申請書」「基本チェックリスト」を行うことが不可となれば、市や地域包括支援センターへ相談者をつなぐという対応でいいのでしょうか。相談者の不利益にならないですか？</p> <p>②H29.4月以降、更新申請を行い、認定を受ける場合、訪問介護しか利用希望がない場合であっても、認定調査を受ければ事業対象者とならない、との解釈で間違いはないですか？</p> <p>③事業対象者の方が、福祉用具等訪問介護、通所介護以外のサービス利用を希望されたり必要となった場合、介護保険の「新規」申請を行う必要があるということでしょうか？</p>	<p>①お見込みの通りです。 新規の方についても、相談者の不利益にならないよう市や地域包括支援センターでマニュアルや基準を定め、取組を行う予定です。</p> <p>②お見込みの通りです。</p> <p>③お見込みの通りです。</p>
20	訪問介護事業所	P37 総合事業開始に向けた準備について	<p>・契約書等の変更を検討しておりますが、(例)で示していただいている以外、参考となる文章例はないでしょうか。又、和泉市以外の市町村でも対応できるようにひとつにまとめる等(具体的には決まっていますが・・・)、工夫してもさじつかえないのでしょうか。</p> <p>・「法人や施設の判断で適切に・・・」とありますが、適切かどうかの確認はどうしたらいいですか。</p>	<p>契約書のまき替えや、変更については、総合事業に対応する為のものです。総合事業に対応できており、契約者双方理解・納得できているかたちで進めていただきたいと考えております。</p>
21	居宅介護支援事業所	P12~14 総合事業対象者	<p>①委託を受けている居宅介護事業所が代行申請をすることは可能か。 (認定更新しない場合、または認定有効期間内に総合事業への移行を希望される場合)</p> <p>②P.33 他市町村の被保険者へ総合事業サービスを提供する場合、H30年3月末までは全市町村にみなし指定の効力が及ぶと記載があるが、一方で同ページに、H29年4月以降、保険者市町村の指定を受ける必要があるとの記載もある。指定を受ける必要があるということか。</p> <p>③総合事業への移行対象である生活保護受給者の介護券申請は再度必要か。</p>	<p>①新規申請における基本チェックリストの取り扱い、市もしくは地域包括支援センター、更新申請における基本チェックリストの扱いは居宅介護支援事業所の代行申請が可能です。</p> <p>②平成27年3月31日までに介護予防訪問介護・通所介護の指定を受けていた事業所はみなし指定になりますが、平成27年4月1日以降に指定を受けた事業所については、みなし指定の適用はありませんので、新たに指定を受ける必要があります。</p> <p>③サービス名称が変わり様式が変更になりますので、再度申請が必要になります。</p>
22	居宅介護支援事業所	P6 訪問型サービスについて	<p>①サ担者会及びプラン交付の有無、モニタリングの必要性</p> <p>②Bに関してはボランティア活動を行った時にポイント付与となっているが、適切に行っているかの確認はどのように行うのか。</p> <p>③P.8 例1のような請求例を勘案し、週2回の位置づけを行い、利用回数に応じた請求は可能か。</p> <p>④総合事業への移行者の中にもターミナル等の利用者もいると思うが、急激な容態悪化etc.考えられるが、軽度者福祉用具貸与の扱いはどうなるか。</p>	<p>①訪問型サービスB、Cについては、サービス担当者会議の必要性はなく、ケアプランについても、緩和型のケアプランになり地域包括支援センターのみの対応になります。モニタリングについても必要に応じて行うことになります。</p> <p>②NO.14参照</p> <p>③お見込みの通りです。</p> <p>④お尋ねの場合、要介護(要支援)認定が必要と考えます。</p>

	事業所種別	ページ数 タイトル	質問	回答
23	通所介護事業所	P.7 通所型サービスについて	マニュアル7ページの表を見る限り、事業対象者は週1回程度、2回程度のサービスをどちらでも選択して受けることができるように読み取れます。例えば、通所と訪問以外のサービスを利用していない要支援1認定者が、通所サービスの利用を週2回希望した場合、要支援認定の更新をせず、事業対象者として上限3,377単位のサービスを受けることは可能ですか。	適切なアセスメントのうえ、必要と認められると可能です。ただし地域包括支援センターへ事前相談が必要です。
24		P.9 はつらつ！教室(通所型サービスC)について	通所型サービスCに、「短期集中的」との記述がありますが、はつらつ！教室に通所できる期間に上限はあるのでしょうか。	NO17参照
25		P10,11 介護予防ケアマネジメントについて	既に総合事業に移行を完了している他県のケアマネジャーさんから聞いたのですが、要支援の方に対し通所型サービスを薦めるケアプランを書いても、市がはつらつ教室を強く薦め、なかなかプランを通してくれないそうです。今後和泉市において、ケアマネジャーの推奨するケアプランに対し、市として内容に介入することはあるのでしょうか。	利用者の自立支援に活用できる資源として提案させていただく場合もあります。
26		P7 通所型サービスについて	サービス利用単位数の上限は要支援1で1,647単位/月、要支援2で3,377単位/月とありますが、これは各種加算を含めての単位数でしょうか。それとも、この単位数に運動器機能向上加算や介護職員処遇改善加算を上乗せした単位数で請求できると解釈してよろしいのでしょうか。	単位数の考え方は現行どおりになります。お尋ねの場合、1,647単位、3,377単位に各種加算を上乗せします。
27		P12~14 総合事業対象者について	チェックリストに対し、「こう答えれば認定される」という「模範解答」が存在し得ると思います。極論を言えば、希望者全員が総合事業対象者になることも可能であると考えますが、これに対する防止策はあるのでしょうか。	本人の状態像に応じ、原則本人がチェックすることになります。市もしくは地域包括支援センターの職員、居宅介護支援事業所の職員が立会いの下行われます。内容と本人の状態像に相違がある場合は、訂正が可能ですのでより適切に本人の状態像を把握することが出来ると考えています。
28		P6 おたがいさまサポーターについて	今後当施設の利用者からも問い合わせがあると思いますのでいくつかお尋ねします。おたがいさまサポーターによるサービスを受けられる対象者はどのような方でしょうか。サービス対象者の近隣に住む親族はポイント付与の対象になるのでしょうか。通所型サービスの職員が送迎の為自宅に伺った際に、ちょっとしたお手伝いをした場合、ポイント付与の対象になるのでしょうか。本当にサービスを受けたかどうか、「受けたことにして」ポイントを付与することができると思いますが、これに対する防止策はありますか。要綱やマニュアルはいつ頃発布されますか。	NO.14参照
29	通所介護事業所	P7 通所型サービスについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>和泉市在住の方が堺市にある事業所、堺市在住の方が和泉市にある事業所を、それぞれ利用する場合、現行相当はみなし指定が活きているので、指定申請は不要かと思うのですが、お住まいの市によって、請求単位が異なる(利用料金が市によって異なる)ことになるのでしょうか？</li> <li>加算については、1647単位の上限に上乗せして、運動器機能向上加算、評価加算等を算定して良いのでしょうか。</li> </ul>	お見込みの通りです。

	事業所種別	ページ数 タイトル	質問	回答
30		P7 通所型サービスについて	<p>請求例（例1）週1回の提供を想定していたが・・・1ヶ月に7回サービスを提供した。とありますが、</p> <p>①5回以上の受入が難しい場合は拒否できるか          ②拒否できる場合はどのようなケースか          ③当月において通所型サービス計画の変更は不要で良いが、翌月から新たに計画を作成するという理解で良いでしょうか</p>	<p>①② 5週ある月で週1回程度必要と判断された場合、原則5回のサービス利用をお願いしております。しかし個別のケースにより判断が異なりますが、受け入れが困難な場合は、利用者と契約の前に事前に説明のうえ、担当会議等の意見を踏まえ、適切に判断願います。</p> <p>③お見込みの通りです。</p>
31	訪問介護事業所	P36 総合事業開始に向けた準備について	<p>・定款変更について この度の改正に伴い、定款の目的、事業の種類に「第1号訪問事業」を追記する必要があります。</p> <p>その為には、2017年度、2018年度の事業計画と活動予算書等を作成をし、総会を開催した後、所轄庁に提出し認証を受けなければなりません。申請後約4ヶ月以内に認証の決定が行われることとなりますが、当法人では2017年1月に総会をする予定であり、認証を受けられるのが4月に入ってからになることが考えられます。</p> <p>定款変更の認証が遅くなった場合、要支援者の有効期間終了が、3月、4月頃の方に対する対応は可能ですか。</p>	<p>現行相当分の指定については、定款の提出は必要ありませんので、サービスの提供は出来ない訳ではありませんが、極力事業開始までに定款の変更は行ってください。なお提出書類の詳細については、岸和田広域事業者指導課にお問い合わせ下さい。</p>
32	居宅介護支援事業所	P10,11 介護予防ケアマネジメントについて	<p>移行前に予防給付を受けていた者が、要支援の認定有効期間が満了した翌月から、基本チェックリストによるサービス事業対象者として総合事業サービスを利用した場合、総合事業開始月に初回加算を算定していいか？</p>	<p>初回加算の算定については、基本的には、指定居宅介護支援、指定介護予防支援における基準に準拠することとしております。</p> <p>①新規に介護予防ケアマネジメントを実施する場合、②要介護者が、要支援認定を受け、あるいはサービス事業対象者として介護予防ケアマネジメントを実施する場合に算定ができます。したがって、お尋ねの場合においては、要支援者からのサービス事業対象者に移行しており、いずれにしても従来の要支援者に相当する者であって、上記の条件には該当しないため、初回加算の算定を行うことはできません。（国QA参照）</p>